

建設技第010272号  
平成17年11月09日

本部内各課長  
本部内現地機関の長 様

建設・技術課長

### 鋼橋上部工事におけるゴム支承の積算について（通知）

鋼橋上部工事におけるゴム支承の資材価格については、PC桁と同様全ての  
間接工事費率の対象額としていましたが、鋼橋架設工事の間接工事費率につ  
いては、支承価格は間接工事費率の対象外として率を決定してるため、今後の取  
り扱いについては、下記によることとしてください。

#### 記

##### 1 間接工事費への計上

鋼橋工事に使用するゴム支承価格は、鋼製支承と同様に、共通仮設費及び現  
場管理費の対象外とする。

##### 2 適用日

平成17年11月10日以降に契約事務の事前承認伺が決裁された工事に適  
用する。

担当：技術基準担当